

労働時間外でもルールを守れない場合は指導 労働安全規則等を勝手に解釈・無視する回答だ!

2月1日から各職場では、シーツ交換をやらされるようになりました。地本はシーツ交換に対して昨年12月10日に申し入れを行いました。しかし、組合は何度も抗議を繰り返しましたが、会社は不当にも1月28日に窓口回答で対応しました。

労働時間外での指導は認められない!

「勤労環境の改善のためにシーツ類を使用する都度交換する。結果、関係会社において対応することは現実的に困難。使用する社員がシーツ等の取り付けと取り外し、寝具類の整理整頓等を行う」「職場のルールを守れない場合は指導し処分は適切に判断する」と回答しました。これに対し組合からは、「交換時間を労働時間とすること」「睡眠時間の減少で負担増だ」など問題を追及しました。

職場の声

職場では「面倒くさい」「朝起きてから片づけることが大変」「寝る前5分起きてから5分と睡眠時間がまた少なくなった」「明けの仕事がクタクタだ」「今でも寝られないのに安全に仕事ができない」「この次はほうきとちり取りが寝室に置かれるんじゃないか」など多くの不満が出ています。会社が言うルール違反を摘発するために寝室のチェックもされている模様です。

私たちは仕事のために泊まっているのだ!

私たちは好きで泊まるのではない!そういう仕事だから泊まらざるを得ないのだ!泊まりでしかできない仕事をやらされているのです。だから泊まる場所も泊まるために必要なことは会社が用意すべきです。出張に行く人はホテルに泊まります。パイロットもホテル泊です。ルールで決まるならば労使協議は必要なくなります。ルールは一方的に会社が決めるものでもないはずです。

シーツ交換は現行通り関連会社に依頼せよ!

社員にやらせるならば労働時間を付けろ!

私たちはサービス労働という効率化施策に反対です!!